

令和6年度新発田市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実  
施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の一環として新発田市が支給する定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で新発田市に住所を有するもの（新発田市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する居住者に限り、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）

ア 3万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者（令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に1を加え

た数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

- 2 前項第1号イの令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。この場合において、当該推計した額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まないものとする。
- 3 前項後段の規定は、第1項第2号イの令和6年度分個人住民税所得割額について準用する。

（支給額）

第3条 調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

- (1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

- (2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年6月28日とする。

- 3 事務処理基準日以後に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイ

に掲げる額の修正等については、原則として同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第4条 調整給付金の受給権者は、第2条に規定する調整給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)とする。

(支給の方式等)

第5条 市長は、支給対象者に調整給付金支給確認書(別記第1号様式。以下「確認書」という。)を送付するものとする。

2 調整給付金の支給を受けようとする者は、確認書を市長に提出しなければならない。

3 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者(以下「提出者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に規定する方式によることが困難な場合に限り行うことができるものとする。

(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により市長に提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書を市の窓口において提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が窓口において現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は市の窓口において市長に提出し、市長が現金書留等により現金を送付する方式

4 提出者は、確認書の提出に当たり、運転免許証、個人番号カード(次条に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、旅券その他官公署が発行した免許証、資格証明書等(以下「公的証明書等」という。)を提示し、又はそれ

らの写し等を提出することにより、提出者本人であることを証するものとする。

- 5 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）の提出があったときは、当該申請書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持している者は、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国又は市が整備するオンライン申請システムを通じて市長に電子申請を行うことができる。この場合において、市長は、当該申請者から通知された金融機関の口座に調整給付金を振り込むものとする。

（代理人による確認書等の提出等）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を提出できる者は、原則として、次に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (2) 平素から支給対象者の身の回りの世話をしている親族その他の者で市長が認める者

- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として、委任状を提出しなければならない。この場合において、市長は、公的証明書等の写し等の提示又はそれらの写し等の提出を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 代理人は、調整給付金の受給について代理することができる。

（確認書等の受付及び提出期限）

第8条 確認書の受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書及び申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(支給の決定)

第9条 市長は、確認書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、調整給付金の支給を決定し、当該確認書を提出した支給対象者に調整給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定をしたときは、調整給付金支給決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(広報紙及び市ホームページへの掲載等)

第10条 市長は、調整給付金を支給するに当たり、支給対象者の要件、確認書の提出の方法、確認書の受付を開始する日その他調整給付金の支給の概要について、広報紙及び市ホームページへの掲載等により住民への周知を行うものとする。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 確認書の提出期限までに支給対象者から確認書の提出等が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 確認書等の不備による振込不能等があった場合で、市長が振込先等の確認に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により調整給付金の支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(調整給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けたと認めるときは、当該調整給付金の支給を受けた者に、調整給付金の返還を求めるものとする。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該申立てにより給付金を支給するときは、市長は、当該調整給付金の支給を受けた者に調整給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金を受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。